

(仮称)大竹市自転車駐車場施設整備・運営事業

特定事業の選定について

大竹市（以下「市」という。）では、(仮称)大竹市自転車駐車場施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第六条の規定により、特定事業として選定しましたので、PFI法第八条に規定する、特定事業選定における客観的評価の結果をここに公表します。

平成16年5月31日

大竹市長 中川 洋

I 事業概要

1. 事業の名称

(仮称)大竹市自転車駐車場施設整備・運営事業

2. 公共施設等の種類・内容

施設の名称	(仮称)大竹市自転車駐車場
場所	大竹市新町一丁目 2068-21 他
敷地面積	約 1,476 m ²

3. 公共施設等の管理者

大竹市長 中川 洋

4. 事業内容

JR 大竹駅前の市有地において、現在は無料の平面駐輪場として利用している駐輪場について、PFI 手法の導入によって民間のノウハウや経営手法を活かし、完全独立採算型のより質の高い自転車駐車場の整備・運営を行うものです。

- 1)事業期間は 10 年以上 15 年以内とし、事業者の提案により設定します。
- 2)事業方式は BOT 方式とし、事業期間終了後、PFI 事業者は施設所有権を市に移転します。事業期間終了後の自転車駐車場は、応募者の提案価格にて市が買い取ります。
- 3)PFI 事業者の収入は次のとおりとします。
 - ①自転車駐車場施設の利用料金収入
 - ②市による施設買取代金収入(事業期間終了時)
 - ③附帯事業による収入(提案があった場合のみ)
- 4)事業用地は、市から PFI 事業者へ無償で貸付けます。

5. 業務範囲

PFI 事業者が実施する業務の範囲は次のとおりです。

- ①自転車駐車場施設の設計、建設
- ②自転車駐車場施設の運営
- ③自転車駐車場施設の維持管理
- ④附帯事業 (PFI 事業者の提案により実施します。必須業務ではありません)

なお、工事期間中の代替駐輪施設の確保・管理、施設内で発生した放置自転車の保管は、市において実施します。

Ⅱ 本事業の評価

1. 評価方法

実施方針に基づき、事業期間を通じたライフサイクルコストに基づいた定量的評価、公共サービス水準に関する定性的評価を行い、総合的な評価を行います。

2. 定量的評価

定量的評価は、本事業を「市が直接事業を実施する場合の財政負担額」と「PFI 事業者が実施する場合の財政負担額」とを比較検討しました。

評価にあたっては下記の条件を設定し、市の財政負担額について各年度別に算出した額を現在価値に換算し、値を想定しました。

なお、PFI 事業者が実施可能な附帯事業については考慮していません。

区分	市が直接実施する場合	PFI 事業として実施する場合
利用料収入	市が想定した利用率，利用料金に基づく収入を設定した。	市が想定した利用率，利用料金に基づく収入に準じて設定した。
施設整備に関する費用	概略の施設計画に基づき，同種の公共施設等の実績等を勘案して設定した。	民間の創意工夫を活かした機械化による効率的運営が可能な施設とし，施設整備費は市が直接実施する場合に比べて高額に設定した。
維持管理・運営に関する費用	概略の施設計画に基づき，同種の公共施設等の実績等を勘案して設定した。	民間の創意工夫を活かした機械化による効率的運営により，市が直接実施する場合に比べて縮減が実現するものとして設定した。
事業期間終了時の措置	—	一定価格にて施設買い取り
支援措置	—	①市有地を無償にて貸付け ②施設所有にかかる固定資産税の減免
資金調達	①起債 ②一般財源	①自己資金 ②市中借入
共通条件	①事業期間 15年 ②割引率 4%	

その結果、本事業を PFI 事業として実施することにより、市が直接実施する場合と比べて、15年間の事業期間全体を通じ、市の収支が 5,373 千円程度改善することが期待できます。

3. 定性的評価

PFI 事業として実施した場合、民間事業者が有する専門的な知識や技術を活用することにより、利用者ニーズに応じた良質なサービス提供が期待できます。

また、市と民間事業者とが適正なリスク分担を行うことにより、事業で発生するリスクに関する対応を高めることも期待できます。

この他に、以下の効果が期待できます。

- 1)事業者が有する専門的かつ実践的な知識と経験に基づき、設計、建設、運営までを一括して行うため、事業の合理化が図られます。
- 2)利用料に見合う質の高いサービス提供により、安全性、防犯面を中心とした公共サービスの質の向上が期待されます。
- 3) 民間ノウハウを活かし、運営期間中の利用率の向上、利用者ニーズの変化に即応した柔軟な運営(申込手続きの簡略化、支払い方法の多様化等)、多様なサービスメニューの提供などが期待されます。

Ⅲ 総合評価

本事業を PFI 事業として実施することにより、事業全体を通じて民間事業者の事業ノウハウや資金を活用することが可能となります。その結果として、定量的に市の収支の改善が期待できるばかりでなく、本事業を実施することによる定性的効果も期待されます。

したがって、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認められるため、PFI 法第六条に基づく特定事業として選定します。

大竹市都市計画課計画整備係
TEL 0827-59-2167
e-mail tokei-otake@do8.enjoy.ne.jp